

ID: 5377

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第6項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第56条第6項の規定による。 (監督) 第56条 6 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日